

井原市建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井原市が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「コンサルタント業務」という。）の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象コンサルタント業務)

第2条 対象コンサルタント業務は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が500,000円以上のコンサルタント業務とする。

(最低制限価格の決定方法)

第3条 最低制限価格は、次の表の業種区分の欄に掲げる業種区分に基づき、対象コンサルタント業務が一の業種区分からなる場合においては、当該業務の種類ごとに、対象コンサルタント業務の予定価格算出の基礎となった同表1から4までに掲げる額の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除いた額。以下同じ。）とし、対象コンサルタント業務が複数の業種区分からなる場合においては、各業種区分における合計額の合算額（消費税及び地方消費税相当額を除いた額。以下同じ。）とする。ただし、主たる業種区分が測量業務で、当該合計額又は合算額（以下これらの額を「合計額等」という。）が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.2を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.2を乗じて得た額とし、主たる業種区分が建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の6未満の場合は、税抜き設計金額に10分の6を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8を乗じて得た額とし、主たる業種区分が地質調査業務で、当該合計額等が税抜き設計金額の3分の2未満の場合は、税抜き設計金額に3分の2を乗じて得た額、当該合計額等が税抜き設計金額の10分の8.5を超える場合は、税抜き設計金額に10分の8.5を乗じて得た額とする。

業種区分	1	2	3	4
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費 × 4.8 / 10	—
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 × 6 / 10	諸経費 × 6 / 10

土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 4. 8 / 10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9 / 10	解析等調査業務費 × 8 / 10	諸経費 × 4. 8 / 10
補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9 / 10	一般管理費等 × 4. 5 / 10

2 前項本文の規定により算出された最低制限価格の算出の基礎となる同表 1 から 4 までの掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとするものとし、一の業種区分からなる場合の合計額及び複数の業種からなる場合の合計額の合算額に 1, 000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第 1 項ただし書の規定により算出した業種区分ごとの上限額及び下限額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 第 1 項の業種区分の表に当てはまらないものについては、最低制限価格を設定しないものとする。

(落札決定)

第 4 条 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

(委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に指名通知するコンサルタント業務から適用する。